

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和7年2月10日

経済産業大臣 武藤 容治 殿
国土交通大臣 中野 洋昌 殿

東京都港区港南二丁目16番5号 NBF品川タワー5階
ペーパーロジック株式会社
代表取締役 横山 公一

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は契約書類の電子化を実現する「paperlogic電子契約」（以下「本サービス」という。）をクラウドサービスとして提供しています。また電子化の際に各種法令の電子データの保存要件の対応アドバイスを行うコンサルティング業務も提供しており、国内でも稀有な組織体です。

今後増大する電子商取引の信頼性確保及び取扱い向上のため、クラウドサービス内での電子証明書とタイムスタンプ付与を可能にし、電子書類の本人性担保、改竄防止措置を実現しています。我が国の安心安全の電子商取引の実現に寄与することが当社の使命であると考えております。

この度2024年問題をはじめ働き方改革が急務である建設業界を対象に業務効率化、ペーパーレス化を推進するための「タブレット端末を利用する対面型の電子契約機能」（以下「タブレット対面契約」という。）の開発を検討しています。

建設業界の各事業者間は個別業務に関する契約書類や取引関連書類が非常に多く、その授受や管理に多くの工数を要しています。人手不足の影響のため書類管理が疎かになり紛失のみならず、契約書類そのものの締結が成されなかったりする状況が発生しております。また、パソコンなど情報機器の取扱いに不慣れな事業者や個人事業主、及び顧客も多く、説明を実施しながら簡潔に電子契約が可能なタブレット対面契約の要望を多数受けております。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

従来の商習慣にて利用される紙媒体での契約行為、または契約書類の授受をタブレット対面契約へ移行することで、業務効率化、ペーパーレス化による郵送コストの削減をもたらします。さらに、これまでデジタル端末やクラウドサービスに不慣れな事業者や顧客への展開が見込まれるため、以下のような新たな需要（売上）を獲得できると考えています。

【需要獲得見込み】

建設業界で取り交わされる請負契約書の電子化が見込まれるため、サービス利用料のみならず関連役務の提供も可能となり以下の売上を見込みます。

タブレット対面契約の導入により建設業界に対し、下記生産性の向上を見込みます。

- ・書面による契約書、取引書類の印刷、製本などを電子化対応することで事務作業時間の軽減
- ・契約書、取引書類の封入郵送、返送受取などの作業が電子契約を利用することで不要
- ・電子データの管理となるため、紙書類管理工数が軽減、書類保管スペースの減少可能、書類紛失のリスク低減
- ・電子データのため過去書類の検索が容易
- ・電子化することで契約締結、取引書類授受のリードタイムの短縮となり事業効率化を実現
- ・これまでクラウドサービスをPCで操作することが難しい事業者や顧客への展開が可能

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

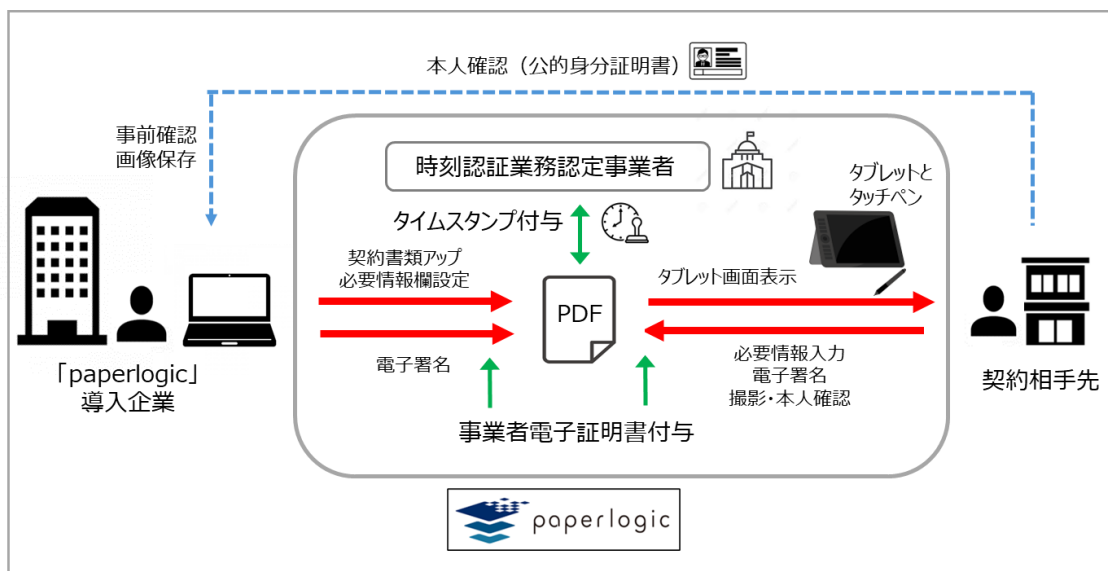
(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：建設事業者及びその契約相手

(2) 事業概要

＜事業の流れ＞



- ① 本サービスの利用希望企業は、サービス利用申し込み画面から利用約款、利用条件書を確認し申込登録を行います。本サービスを導入するとタブレット対面契約が利用可能となります。
- ② 導入企業の管理者（以下「管理権限ユーザー」という。）は、導入企業の従業員（以下「ユーザー」という。）を本サービスに登録します。ユーザーの情報は氏名、所属組織、メールアドレスとなり、メールアドレスがログイン時のログインIDとなります。
- ③ 管理権限ユーザーはユーザー登録時に、電子署名を実行できる権限（以下「署名権限ユーザー」という。）を特定のユーザーに付与します。導入企業の印章管理規程に基づき

署名権限ユーザーを設定することになります。

④ ユーザーは登録確認メールを受領し、自身にて本サービスにログインするためのパスワードを設定します。

⑤ 管理権限ユーザーは契約相手先企業の契約者（以下「ゲスト」という。）の情報を登録画面に入力します。ゲスト情報は会社名、氏名、メールアドレスとなります。ユーザーはゲストの登録前に顔写真入りの公的身分証明書を入手し、管理権限ユーザーと共に本人確認を実施し画像データを本サービスに登録します。ユーザー及び管理権限ユーザーは契約相手先企業の契約者と面識があることが前提でゲストから入手した公的身分証明書の顔写真とゲスト本人が相違無いことを確認することを条件とします。また、操作画面にて本人確認を実施したことをチェックにて表示し確認できるようにします。

⑥ ユーザーは本サービスに書類付属情報（契約書タイトル、契約金額、契約開始日、契約満了日）に登録します。書類付属情報については、検索項目としての活用及び電子帳簿保存法の検索要件（契約日付、契約相手先、金額）に対応する項目となります。書類付属情報については、編集機能で内容修正が可能となります。

⑦ ユーザーは契約書をPDF形式で作成し、本サービスにアップロードします。

⑧ ユーザーはタブレット対面契約を利用する場合、操作画面にて「タブレット利用」ボタンをクリックします。PDFファイルをアップロードすると、入力欄作成機能が利用可能となり、ゲストが入力する事項、「住所、連絡先、メールアドレス、会社名（法人の場合）、氏名」（以下「必要情報」という。）の入力欄を設定します。

⑨ ユーザーは署名権限ユーザーリストから電子署名者を一名選択し登録します。また、ゲスト一覧から該当するゲストを一名選択し登録します。その際、電子署名者の順序を指定し、最初にゲストの電子署名が完了後、署名権限ユーザーが電子署名するよう設定します。

⑩ ユーザーは当該契約書を画面表示し操作できるユーザー（以下「操作ユーザー」という。）を設定します。操作ユーザーの設定については、導入企業の契約締結に関する権限管理により、ユーザーとは区別して契約締結に立ち会える権限保有社員を充てることが可能になります。これにより操作ユーザー以外のユーザーは画面操作できない設定を実施します。操作ユーザーは画面操作は可能ですが、登録された契約書面、書類付属情報、署名権限ユーザー、ゲストを変更することはできません。

⑪ 操作ユーザーは本サービスの画面に表示される「署名依頼」ボタンをクリックして署名権限ユーザーとゲストに署名依頼を行います。署名依頼は署名依頼メールによって通知されます。

⑫ ゲストは本サービス導入企業の事務所に来所し、操作ユーザーがタブレット端末上で表示する操作画面で契約書面の内容を確認します。内容に合意した場合、予め設定された入力欄に必要な情報をタッチペン等の入力機器によって手書き入力を行います。手書き入力された画面は、PDFデータに変換され保存されます。入力欄への入力時にゲストの写真を撮影し、事前確認した公的身分証明書と相違ない記録として本サービス内に保存します。

⑬ ゲストは手書き入力欄への入力後、⑦で登録されたPDF書面に手書きした入力内容が加味されたPDFが表示されるので、内容を確認後、画面に表示されている「署名する」ボタンをタッチします。これによりサービス提供事業者である当社名義の電子証明書を利用した当社の秘密鍵による電子署名が完了しゲストの電子署名は署名情報としてPDFに記録されます。

⑭ ゲストの電子署名が完了すると、設定された署名権限ユーザーにゲストの署名完了通知メールが送信されメール本文の「署名書類を表示する」ボタンをクリックし契約書面及び書類付属情報を表示します。（ゲストの電子署名が完了していない時点では、署名権限ユーザーの「署名する」ボタンは表示されず署名できません。）署名権限ユーザーは、ゲストが署名する際に使用したタブレット端末もしくは署名権限ユーザーが所有するPCまたはタブレット端末を使用して電子署名を行います。表示された画面の内容を確認後、「署名する」ボタンをクリックすることでサービス提供事業者である当社の電子証明書を利用した当社の秘密鍵による電子署名が完了し、PDFに署名情報として記録されます。署名権限ユーザーの会社名、役職、氏名は本サービス利用企業の社員でありあらかじめ把握が可能であることから、

事前にPDF書面に記載されていることを前提とするため、「署名する」ボタンをクリックするだけで手書き入力はありません。

⑮ 署名者のすべての電子署名が完了すると契約書に時刻認証業務認定事業者のタイムスタンプが機械的に付与され、本サービスの署名検証情報画面に表示します。

⑯ 電子契約締結済のPDFファイルは、本サービスに保存されます。本サービス利用企業は、本サービスに保存されている契約書類リストから契約書類を検索の上、表示させることが可能です。ゲストには予め登録したメールアドレス宛にファイルダウンロード用のURLを送付します。ファイルダウンロード用のURLは、7日間有効となり、その間にPDFファイルをダウンロードします。7日間の期限が切れてしまっている場合には、ゲストが当該URLをクリックすると期限切れであることが表示されます。期限切れ画面には、ファイルダウンロード用のURLを再発行可能なボタンが表示されるので、ゲストはそのボタンをクリックすることで、再度7日間有効なファイルダウンロード用のURLをメールにて取得できます。電子署名済のPDFファイルは、Adobe Acrobat Readerの署名パネルにおいて署名情報を確認できます。さらに、署名情報を報告書化した完了証明書も同時に作成されダウンロード可能となります。

当社名義の電子証明書は、JIPDEC（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）のトラステッド・サービス登録（電子証明書取扱業務）を受けた当社が、特定認証業務の認証局であるGMOグローバルサイン株式会社に電子証明書の発行申請を事前に行い、これを受けたGMOグローバルサイン株式会社がその認証業務運用規程に基づき確認を行ったうえ、発行されたものとなります。当該電子証明書の秘密鍵は、GMOグローバルサイン株式会社の管理システムにて、本人以外の者の指示によっては利用できないよう厳格に管理されています。

（3）新事業活動を実施する場所

当社本社（東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川タワー5階）

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

本照会に対する回答があり次第、速やかに実施の予定

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～十六 （略）

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

○ 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十三条の四 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する措置のうち次に掲げるもの

- イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて法第十九条第一項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら当該契約の相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する措置
 - ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた当該契約の相手方の受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置
 - ハ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供する措置
 - 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに契約事項等を記録したものを交付する措置
 - 2 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
 - 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
 - 三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。
6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

<具体的な確認事項>

本サービスのタブレット対面契約が、建設業法施行規則第十三条の四第一項に規定する措置であり、同条第二項に規定する技術的基準を満たすものとして、建設工事の請負契約書に利用が可能であることを確認したい。

<当社の考え>

建設業法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の四は、建設工事の請負契約書にも利用可能な情報通信技術として、下記の要件を定めています。

- ①同条第一項に規定するいずれかの措置であること
- ②契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること（同条第二項第一号）
- ③ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること（同条第二項第二号）
- ④契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること（同条第二項第三号）

本サービスのタブレット対面契約については、下記の通り、同条の要件を満たすものと考えます。

- ① 「規則第十三条の四第一項のいずれかの措置であること」

本サービスのタブレット対面契約では、ユーザーの電子計算機（パソコン、タブレット端末等）から契約事項を記載した電子ファイル（PDF）をゲストが操作可能な電子計算機（タブレット端末）及び署名権限ユーザーの電子計算機に送信し、ファイルに記録することから、規則第十三条の四第一項第一号イに該当し①の要件を満たします。

- ② 「契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができる

ものであること」

本サービスのタブレット対面契約はユーザーの電子計算機（パソコン、タブレット等）から契約事項を記載した電子ファイル（PDF）をゲストが操作可能なタブレット端末に送信し、署名情報をファイルに記録します。電子契約締結後は、署名情報が記録されたファイルをダウンロードできるURLを記載した電子メールをゲストのメールアドレスに送信するため、ゲストは電子ファイルを印刷することにより書面を作成することが可能となっています。電子メールに記載のURLからは、電子契約完了証明書も印刷可能なため、電子署名者の情報を印刷物にて確認できます。したがって、本サービスは規則第十三条の四第二項第一号に該当し②の要件も満たします。

③ 「ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること」

本サービスでは、契約事項を記載した電子ファイル（PDF）ごとの「ハッシュ値」をサービス事業者である当社の秘密鍵で暗号化し、電子署名したものを、公開鍵で復号し、2つの電磁的記録を比較することで改ざんの有無を検知します。

PDFファイルには、事前にPDFファイルのハッシュ値をハッシュ関数により求めたうえで、当該ハッシュ値を秘密鍵で処理した暗号文を付与しており、この暗号文を公開鍵で復号したハッシュ情報は、原理上、PDFファイルを再度同一のハッシュ関数でハッシュ値にしたものと合致する仕組みとなっています。万が一、PDFファイルが変更されていると、ハッシュ値が合致しないため、改ざんが検知できることになります。

また、電子署名法施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第二条では、技術的安全基準を満たす一定の暗号強度を備えた電子署名が示されていますが本サービスでは、電子署名にハッシュ関数SHA384、鍵長2048 ビット以上のRSA暗号を用いており、これは電子署名法施行規則第二条が定める「一 ほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解」の有する困難性に基づく安全性を持つものであり、「②改変が検知できるもの」との要件も満たします。また、署名処理済みのPDFに改変を加えた場合、Adobe Acrobat ReaderのPDFリーダーでも変更がある旨が表示され、改変の有無も検知することができるようになっていきます。以上から、本サービスは規則第十三条の四第二項第二号に該当し、③の要件も満たします。

④ 「契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること」

本サービスのタブレット対面契約は、「3（2）事業概要」で記載の通り、ユーザーが本サービスに文書ファイル（PDF形式）をアップロードし、タブレット対面契約を選択、ゲストの必要情報入力欄を設定して、署名依頼を行い、操作ユーザーの利用するタブレット端末の画面に表示します。ゲストについては事前にユーザーが写真の入った公的証明書を入手し、本人確認を行い画像データを登録します。

ゲストは、画面の契約内容を確認し合意する場合、必要情報欄を手書き入力後、表示された画面を確認し、「署名」のボタンをクリックします。クリックと同時に電子契約サービス事業者である当社の秘密鍵により暗号化します。この操作を行う際にも本人確認のため画像を撮影し、事前に入手した公的証明書と相違ないことを確認し、電子契約データと共に画像を保存します。

また、署名権限ユーザー及びゲストに送付される電子署名画面のURLの専用画面用部分については32文字のランダム文字列が用いており偶然性を排除しています。

また、署名権限ユーザー及びゲスト利用するタブレット端末のブラウザと本サービスのPDFリモート署名システム及び特定認証業務の認証局であるGM0グローバルサイン株式会社の管理システム間は、TLS通信で暗号化されており、経路途中で改ざんやなりすましの可能性は無く、利用者の指図にもとづき、当社や第三者の意思が介在する余地なく、機械的に署名処理を実行します。

さらに、システムの運用においては、内部の悪意を持った従業員により利用者の意図しない署名処理が行われないよう、特定の社員のみ限定し内部機器へのアクセス権限管理とログ監視を実施しています。

以上から、本サービスは規則第十三条の四第二項第三号に該当し、④の要件も満たします。

7. その他

ペーパーロジック株式会社では、日本国が進める業務効率化対策の一環であるDX推進を電子書類の信頼性の観点で実現することを目的としています。DXによるデータ利活用の効率性は誰もが認めるところですが、そのデータ自身の真正性、有効性を何らかの形で担保しておかないと利活用されたデータの信頼性も損なわれることとなります。取引上重要な書類のDXと長期に渡る真正性、有効性の保持を実行することで我が国の電子商取引の効率化に寄与したいと考えております。